

第2回東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 議事録

日時：平成26年2月12日（水） 14：00～15：15

場所：神奈川県庁新庁舎10階大会議室

1. 開会

【近藤会長】 はい。皆さんこんにちは。年度末にもかかわらず、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。それでは早速議題に入らせていただきますが、最初にパブリックコメントについてということで、資料1に基づいて事務局から御説明いただきます。その後、引き続きまして資料2の東京湾沿岸海岸保全基本計画変更（案）につきまして御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

2. 議題

(1) のパブリックコメントの結果について

(2) の東京湾沿岸海岸保全基本計画変更（案）について

【事務局】 資料の説明

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。ディスカッションはやはり、資料1と資料2につきまして分けて対応するということになると思いますので、今回は、資料1について、今、パブリックコメントを基に県の方でまとめた御意見を開陳していただきました。さらに、資料2につきまして変更した部分の箇所をお示ししていただきました。何か、ただいまの件につきまして気がついたこと、あるいは感想でも結構だと思いますが、いかがでしょうか。何かございますか。はい、どうぞ、川辺委員。

【川辺委員】 パブリックコメントの結果と県の考え方の、資料1なんですかけれども、反映の分類1というのは、3つ目の、B、「自然には勝てない」という意見に対するものだと思うんですね。それで、県の考え方はこうで、だからこの計画のどこにはこういうふうにちゃんと述べてますよ、ということなのか、あるいは、この御意見を取り入れて計画をこういうふうに変えました、ということなのか、その違いがわかるような文章を一つぐらい足された方が、受け取られる方はわかりやすいように思いました。

【近藤会長】 県の方でちょっと考えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。他にはいかがでしょうか。全体的に、お1人しかパブリックコメントを出していただけなかつたわけですね。なかなかこの、難しい所なんですね、このパブリックコメント。インターネット上でホームページから探し当てて、そこで見ていただけるというのはですね。

【事務局】 今回、広報の仕方としましては、まずホームページ上で、神奈川県としてのやり方ということでホームページ上の掲載と、あと今回関係する海岸部局の各市の方々とか、県内の事務所とか、そういう所にも見れるような形で、冊子の方を置かせていただいて、そ

れもホームページ上でこういった所で見れますというふうに、あと、1月号の県のたよりですね、こちらでもこういったパブリックコメントやってますというふうな形で提示をしたと、一応そういった形でやらせていただきました。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 県の、Bの①なんですけれども、下の方、真ん中ぐらいか。海岸の利用や環境、景観、経済性云々って書かれてございますけれども、経済性というのは、例えば護岸建設する経費が、いや、建設費のことを言うのか、その下に書かれている維持管理費のメンテナンスの費用のことを言うのか、どちらなんですか。安い防波堤が欲しいとかということなのかね。経済性って。海の、海岸線に例えば消波ブロックを置くなり、潜堤をするなりした時に、そこから経済性というのは生み出せないと思うんですよね。多分、これは造る時の建設費の高い安いのことを言っているのかなと。ただ、安いものを、県の予算の中でやるわけですから、もうそんなに高い、とんでもないというものはできないというのはよくわかりますけども、ただ、そうかといって、安くしたものでそういう、果たしていいものができるのかなと。多少は、やっぱり県土を守るために多少高くても県民は納得するのかなとは思いますけども、その辺はどうなんですか。

【事務局】 県としての考え方、県としてというか、施設を整備するに当たっての考え方としては、安いだけではなくて、ある程度そういったその地域の特性とか、そういったものを鑑みながら、いろいろな工法とか景観とか、そういったものを総合的に精査をした中で、一番、最もその、点数という言い方はあれなんですけれども、全体的な考え方といった場合に、一番最もこれが適しているだろう、これが一番効果的だろうというものを選択しながら整備に当たっているので、一概に一番安いからこの工法というような設計は、行っておりません。

【近藤会長】 高橋委員がおっしゃっているのは、経済性という言葉だけでは十分言い尽くせないと。だから、そこで県の考え方方がわかるような言葉に言い換えたらいかがですかということだと思いますので。確かにこれB／Cの問題も入ってきたり、色々なその工法に入ってきたり、材料費も関わってきたり、あとメンテナンスの話も加わってくるので、この辺は必ずしも経済性というのを入れなくてもいいような気がするんですけどね。あるいは工法と入れるのかな、あと維持管理費とか、そういうことを考えて、維持管理は下のほうに書いてありますので。何か言葉を、適切な言葉。確かにおっしゃるとおり、安からう悪からうという話が出てくる可能性があるので。そういう御指摘、考えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ、持田委員。

【持田委員】 この最後の5番目と、それからBの3番目の、要するに1000年に一度クラスの大きな災害の場合、特にこの5の意見で、小学校による防災教育や防災訓練というので、担当部局と言ったらしいのかな、例えば教育委員会とか、そういう所とのこちらの、あれですか、

連携というか、そういうものは現実に行われているんですか。他部局との。

【事務局】 防災訓練については、県の中に安全防災局という所がありまして、そこが所管しております。県が直接やらなくても、例えば市町村単位とか自治会単位とかでやっていることもあるんですね。基本的には連携というか、我々の県の中ではそういう動きをしているということになります。

【持田委員】 例えばこういう、あれですよね、海岸保全基本計画ができて、ハザードマップがあつて、例えばこの地域、特に海岸、川崎市なんかの殿町地区とか、ああいう所はかなり低くて、殿町小学校とかあるんですけども、ああいう所の例えれば教育を、こういう保全計画の中に具体的に入れるとか、それを教育委員会の方なり、川崎市の教育委員会の方におろすとかという、そういうお考えはどうなんですか。これやっぱり計画を作ることが一つの目的で、連携をするというようなことが、連携とは書かれてないですね。協力をお願いしますという形なんでしょうけど。その辺の所まで踏み込むことは考えてらっしゃらない。

【事務局】 なかなか沿岸域の小学校とかに、全部できるかどうかというのはあれなんんですけど、これをつくる検討会というのがありますと、そこには沿岸の市町の職員が入っていますので。その職員を通じて、こういう書かれたことをぜひ参考にしながら防災とかそういうものをやってくださいということは、そういうことはできるかなというふうには思います。

【持田委員】 この計画自体には、直接はその教育的な、それから協力を仰ぐみたいなことは、言葉では、どこか入ってましたか。

【近藤会長】 県下の市町のそのヒエラルキーというか、それとその地域防災計画の運用の仕方という所の部分がやはり欲しい所。何かそういう指針がどこかに書かれていれば問題ないと思いますね。

【事務局】 すみません、海岸保全基本計画の変更（案）の4－7ページの方をご覧いただきたいんですけども、その中で、⑥の地域（都市）と一体となった防災対策の推進という項目を挙げております。この中で、先ほどの意見の、県の考え方としましては、『海岸保全施設の整備などハード面の対策の他に災害発生時の避難経路、避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵などソフト面の対策も必要で、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図るとともに、市町村間の広域連携を図っていく』という記載を入れております。あと、海岸における具体的なソフト対策としては、津波を始め、高潮・波浪などの気象注意報、警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波浸水区域などを示した津波情報看板を設置していると。また、『海岸利用者に対して津波警報、注意報の発令を知らせるオレンジフラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である』といった所で、具体的なものとしてはこのぐらいを挙げさせていただいているという形になっております。

【近藤会長】 また、下の所、「また」の所からもこれ重要な要素で、一応含まれているという考え方ですね。はい。

御指摘、大変重要なことだと思いますので、あとは市町がどう対応するかというのが一番重要だと思いますので、この辺やはり、そういう意味での連携を進めて欲しいという所ですね。

【事務局】 私たちもこの会の下に作業部会を設けておりますので、そこで市町の皆様にちゃんとこういう所は徹底するような形でやって、御協力をお願いするような形を取ってまいりますので、そこでしっかりとこういう所はやらせていただきたいと思います。

【持田委員】 余談で申し訳ないんですけど、3.11のときに、避難していると、石巻でしたっけ、みんな逃げろ、てんでんばらばらでこう逃げろというのが徹底していた所は誰も死ななかつたけど、大川小学校は集めて、いまだにあれですけども。だから、非常にその初等教育というか、小学生ぐらいだとまだ非常に聞く耳を持っていますので、おじいさん、おばあさんも逃げてくれということを、NHKのテレビを見たり、現地で大川小学校の話は聞いたんですけども、そういう所をやっぱり、計画倒れに終わらないためにも、何か非常にうまく連携を取られて策定を実行できるような形にしていただきたいなと思います。すいません、ちょっと余計なことで。

【近藤会長】 御指摘ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【宮崎委員】 このパブリックコメントの結果という所で、Bの自然に勝てないというのが、上の意見の分類でBとなっているんですが、この意見というのは多分その利用に関してだったりとか、環境に関しても、自然に勝てないのにという気持ちが入っているんじゃないかなという気がするんですね。県の考え方の中にも、ここに、利用や環境、景観という回答が入っているので、意見の分類としてはこれはBとCとDになるんじゃないかなという気がするんですけど。

【近藤会長】 括弧に書いてある、鉄、セメントを使っても限度があるというのがあったので、恐らくBという所が重要なと思って。御指摘のことすごくわかるんですけども、その辺、県の方としてどう対応するかですね。

【事務局】 確かにいただいた御意見等、利用に関しても環境に関しても色々含まれているというふうにこれは考えられますので、こちらは御意見をいただいた形でB、C、Dという意見の分類で入れ換えるといふうに思います。

【近藤会長】 内容は全部書いてあるんですけどね、利用と環境ということも。ただ、分類して皆さんに熟知していただくか、パブリックコメントを出した方に御理解をいただくためには、そういう意味ではB、C、Dと入れていただいた方がいいかもしないですね。内容は書かれているので問題ないと思いますので。よろしいですか、それで。

【宮崎委員】 はい。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。

【宮崎委員】 あと、すみません、ちょっと気が付いたのですが、先ほどの4-7の所の赤線の所で

すね。オレンジフラッグの件が書いてあるんですが、津波警報。これって、鎌倉ですとか逗子とかってオレンジフラッグ、あと御前崎市とかってオレンジフラッグになっていますけど、たしか藤沢はオレンジとブルーの縞にしようとか、何かこう統一性が今まだ決まってないと思うんですね。例えばヨットのレースなんかですと、レースのそのヨットが入ってくるフィニッシュの所にオレンジフラッグを掲揚するというのがもう一般的に使われてたりという形なので、ここら辺もう一度ちょっと検討していただく、もしくは市町村で合わせていただくとかにした方が。東京湾じゃなく、藤沢なんかは違うかもしれないけど、少し考えていただければ。

【近藤会長】 東京湾、実際港湾の方が多いので、なかなかこの所は難しい所ですね。恐らく、東京湾あまりオレンジフラッグを見たというケースがないと思いますので。

【宮崎委員】 何か町によって色が違うというのはちょっと何か違うのかなと。

【事務局】 確かに、そうですね、統一されてないということは事実です。

【近藤会長】 あと、看板の所にね、できたら、あれ国交省だと思いますけども、避難の看板のピクトグラムが出てますよね。波が、津波のデザインとそれからこう避難する人間がこう、避難路と同じような、ありますよね。ああいうのが、総務省か恐らく国交省のJISか何かで決めて、国際登録されているのがあるんですよ。あれを一つ入れていただいた方がいいかなと。地域の防災計画にはかなり重要になってくると思いますので。

【事務局】 今、変更案の4-7ページの津波避難情報という所、一番下の所にちょっと絵を記載しておりますが、これを拡大するような形。

【近藤会長】 上の方の、これがそうですね。これも地域によってどうも使い方が違うんで、ベースの、これじゃなくてベースがあると思うんですよ。もしかしたらそれを一つ何か入れていただければ。はい、どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 この前も発言をさせてもらいましたけど、自然に勝てないという、確かに自然には勝てないんですけど、これを言ってしまったら、今ここに一生懸命になっている人たちはがっくりします。それで、先日、6日、7日と石巻へちょっと、私、1年半ぶりぐらい、2回目なんです、震災後。1年目の時にはもう惨憺たるもの、酷いものですね。それから先日行ってきたんですけど、相変わらず一般住宅というものは建ってないですよね。復興してないです。要は、魚市場周辺とか水産の関連等は建っても、その辺にあった住宅というのはほとんど建っていなくて、ちょっと山の所に一山削っておいて、仮設住宅地があり、そこにも行ってきたんですけど、ものすごい量の仮設住宅地もあるわけですけど。何かをしなかったら何もできないわけですよね。水産関連等の、水産加工会社とか冷凍会社とかって行ってきましたけど、ほとんどの会社が2階まではみんなぶち抜かれちゃっているんですね。3階はどうやらもった。新しく建て直した所は、みんなもう1階には物は造らないと。せいぜい2階ぐらい。それでほとんど、宮城県が規制をしたのか、国土交通省が規

制をしたのか、新しい建物に対しては避難塔が必ず屋上まで。外階段も必ずついて避難用の看板もちゃんと出て、そういうふうになってます。それでもやっぱり護岸の整備というのをしてもらわないと、そういうことを個々がやってもね、やっぱり何もやらなければ全部いっちゃんわけですから、やっぱりある程度のことは、県の予算とか国の予算とかというのもありますけども、やっぱりやらなければ私はだめだと思いますけどね。普通の台風でも超えてきちゃうわけですから。その辺は、何年に一度というより、何十年に一度、何百年に一度という津波に耐えられる、想定を超えるというのは、どこもその線引きがわかりませんから。この前の3.11にしても想定外なわけですよ、当分ないだろうという。これだって、明日、あのクラスのが、ここであるかもしれません。だから、どこで線引きを、想定というのを線引きするか誰もわからないわけですから、できる限りの手は施すということにしておかなければいけないんじゃないかなと思いますけどね。

【近藤会長】 それは、この中にも書かれている、いわゆる L1（発生頻度の高い津波）、L2（最大クラスの津波）の考え方というのかな、ここに、くどいかもしれないけども、やはり、数十年から百数十年に1回起こる地震・津波に対しては施設で防ぐことを求めていくと。L2みたいに、1000年、2000年というのに対しても避難が中心であるという具合に、きっちと書いておかないとやはりまずいかなと思うんで、その思想だけは（反映の分類）①の所の県の考え方の中にちょっと、Bの所の3番目の所は書いておいたらどうですかね。今、高橋委員もおっしゃる通りだと思いますので。いや、同じくこの中にも書いてありますが。

【事務局】 はい。一応先ほど資料1の方なんですけれども、津波に対して、施設整備に当たっては数十年から百数十年という所の記載と、最大クラスについては減災の考えに基づきという所、一応この説明は。

【近藤会長】 そこに書いてますね、下にね。

【事務局】 取り入れて、はい。

【近藤会長】 これを最初に持ってきたらどう。

【事務局】 そうですね。最初の方に。

【事務局】 では、例えば津波対策の基本的な考え方はこうですという所を一回入れさせていただいて、それでその下の所に入れるという形でやらさせていただきます。

【近藤会長】 ええ、ぜひ、そのほうが理解しやすいと思いますので。よろしくお願ひいたします。他に意見がなければ次の方に行きますけど、よろしうござりますか。はい。あ、どうぞ。

【水上委員代理】 パブリックコメントというのはこの、これで終わりなんですか。

【事務局】 今回のパブリックコメントは、はい。

【水上委員代理】 それにしては、やっぱり1名というのはね、どうもそこがね、私は引っかかるん

ですよね。1名というのは、これに左右されちゃう。振れ幅が大きくなりますよね。
そこは何んとかならないんですか。

【近藤会長】 最初のころ、今から七、八年前にパブリックコメントしたときには、随分レスポンスがよかつたんですよ。だんだんだんだん悪くなってきて、今1人でもあつたらいい方みたいになっていまして、もう地方自治体でやればゼロという所もたくさん出てきているんですね。というのは、お互いにとにかく情報はホームページで発信しましたよ。発信する方もそれで一応パブリックコメント出しているんだからいいだろう。答える方も、見ましたと、それで特別レスポンスもなくて、文句あれば口頭で自治体に言うというような状況になってきて、どうも最近はこういうのはよくないですね。それは皆さんわかっていても、他に手段がなくて、最も経済的というんですか、これしか手段がないんで。本当はこういうものはできたら地域で説明会を開くというのが一番いいんでしょうけども、時間と労力、費用というのがやはりどう勘案するかということだと思いますね。

【高橋委員】 パブリックコメントに飽きてるんですよね。私、多分そう思いますよ。何でもかんでも、もう何かを役所がやるときに、パブリックコメント、皆さんの民意、民意って。首長がみんな民意、民意と言うから、職員もみんな民意と言う。結局パブリックコメントになるわけですよ。パブリックコメントというのはこの、ここにもあるように、もうまるっきり、それにもう否定する意見しか言わない人、必ず来るわけですね。すると、そこの中で最大公約数を出すというのは非常に難しい。だから、何でもかんでもパブリックコメントじゃなくて、役所がやりたいようにやつたらどうです。じゃなかつたら、役所要らないじゃないですか。

【近藤会長】 私は役所の役割って、私もそういう感覚を持ってまして、やはりリーダーシップを持って、住民に聞いても出てこない答えを先取りして、住民に代わって計画を立てると。何かあれば議会というのが代弁者として議員さんがいらっしゃるので、その方を通じて色々とこうディスカッションでいいものを作っていくという、日本の民主的な方法だと思うんですけどね。それが否定されればもう別ですけども。だから、ある程度作ったので、皆さんが作ったので、それに我々が意見を言っていいものにしていくと。それで、また公聴会等、各地方自治体が今度これについて地域防災計画を作る時にこれをどう活用したかとか、あるいは具体的な避難計画はどう作られているかという所の、うまくこうコミュニケーションが取れるような状態が一番ベストなんですね。ですから、パブリックコメントというのは善し悪しだなということは、我々もこれで出したらいいいじゃないかという話で、最も安易な方法であることは確かなんですよ。パブリックコメントの方法として、海に興味のある学生にお願いするというのも一つの方法かもしれないですね。そうするともっと辛つな意見が出てくると思いますし、また、逆にいい意見も出てくると思いますので。住民の人というのは、本当に関心が無いと、よっぽどでない限りこれにアクセスしていくって開

いて、意見をましてや載せるということはほとんどしないですよね、最近は。はい、どうぞ。

【川辺委員】 パブリックコメントについては、御意見は聞いただけということもあったかと思います。それで、こうしたご意見に対して、例えば、自然には勝てないけれども、でも、できることはやらなければいけないんだ、と、こういう基本姿勢でやるんだということを、打ち出してもよいように思います。

【近藤会長】 先ほどの高橋委員と同意見のような所だと思うんですけども。でも、立場というか姿勢というか、そういう所はやはり書いておいた方がいいような気もいたしますね。はい、ちょっと議論が横の方にそれましたけれども、一応パブリックコメントにつきましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題（3）の東京湾沿岸海岸保全基本計画変更の今後の対応につきまして事務局から御説明いただきます。

（3）の東京湾沿岸海岸保全基本計画変更の今後の対応について

【事務局】 資料の説明

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。これに対して各委員から意見を求めなさいというのもなかなか難しいことで、一応この県の方針に対して委員として賛同するかしないかということに推移するかなと思うので、いかがでしょうか。このまま、こういうことで県の考え方を了承するということでよろしゅうございますかね。はい、どうぞ。

【高橋委員】 ちょっと確認したい。A3の横のもの、図で地域海岸の設定の下に水位の結果が出ています。この水位というのは平均水位から、こうプラスマイナス・ゼロにしてこの数字なんですか。

【事務局】 この設計水位というのは、東京湾の中等海面T.P.という所がございまして、東京湾の平均海面を、そこをゼロ点としてまして、そこからのプラスということでの津波高という所を設定しております。

【高橋委員】 ほとんど、そうすると平均水位と変わらないと思うんですが、そこで一つちょっと疑問に感じるのは、相模灘沿岸、9番と10番なんですが、これが5.1メートル、4.9メートルなんですよね。この二宮と小田原東部というのは、一番、台風のたびに道路が壊される、波で壊される一番被害の大きい所なんですね。もう十数年前に台風のときに、平塚沖に海洋情報センターの水位計を設置してある。その水位計の最大潮位というのが8メートル。8メートルのそのゲージを振り切っちゃった。ということは、現実に8メートルの、台風で8メートルの波が来ているわけですね。そういうことを我々は毎年こう体験をしてきて、この4.9メートルとこの5.1メートルというのは、こんなものかなと。

【事務局】 この水位については津波が起きたときの水位ということになります。また高潮・波浪については、別途算定しています。その高い方を設計水位として防御の高さを決めるとい

うことになっていますので。たしか西側の方は高潮の方が高くなっていますので、津波に比べて高潮が高くなりますので、そちらの方で防御しますので、そちらの方について安全な形でやるということになります。

【高橋委員】 そういうふうに聞けばね、聞けばなるほどなと思う。ただ、これをこのまま西湘地区の方へ持っていくってこうだよと言ったら、みんなそんなばかなことあるかと。

【事務局】 すみません、ちょっとこの資料の御説明をすると、これあくまでも津波の水位を設定したデータということになってまして、今問題になっているのが、この設計津波の水位というものの高さがございますが、これの対象地震が、いろいろな地震があるんですけど、この大正関東地震というのが今まで、私たちで言うと、例えばL1という、数十年から百数十年間隔で来る地震というものに伴って入れていた水位、高さなんですけど、今回この大正関東地震を最大クラス的な考え方で今、国の方がやってますので、その考え方の整理をさせていただきたいということで、今回、これを載せさせていただいたということです。これは、あくまでも津波の所になっています。津波の所について、今、首都直下モデル検討会で違う考え方が出てきましたので、その齟齬が今出てきましたので、そこをちゃんと確実にやらせていただきたいということで御説明させていただいたという次第でございます。津波は津波としてまた別途出させていただいたものは高い高潮とかになっておりますので、再度この津波の高さはちょっと設定し直さないといけないのかなという所で出させていただいたということになっております。

【近藤会長】 よろしゅうございますか。他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【水上委員代理】 すみません、ちょっと質問なんんですけど、その先ほど言われたL1、L2の考え方からして、それを国の方は一本化したいということですか。

【事務局】 そういうことではなくて。

【水上委員代理】 ことではないんですか。

【事務局】 正式に言いますと、まずL1というのが数十年から百数十年に起きる津波に対して防護すると。あとL2というのは最大クラスということで、数百年から1000年に一度ということをやっているんですけど、今まで私たちも大きな地震として百数十年から1000年という考え方を取ってましたので。どちらかというと大正関東地震って200年ぐらいのスパンで来ていますので、これについてはどちらかというと頻度の高い津波というような設定をさせていただいたんですけど、国の今回首都直下モデル検討会が出した資料では、この大正関東地震というものを長期的なスパンに立って考えるべき地震だよという話になってしまったんですね。それが200年から400年の間隔だということで。それ以上にまた大きなクラスの地震についてはもう考えなくていいよということ。今まで想定外を考えてやりましょうと言っていたものが、大正関東地震だけでいいよということになってしまっていると。私たちは頻度の高い津波としてやっているものが、長期的に立ったそういうような防

災的な所の、逃げるような地震としてやっておりますので、そこがやっぱりちょっと変わってしまっているので、そのそれをどうにかして解消しないといけないと。あと、私たちの大正関東地震の震源のモデルもちょっと変えてきていますので、国がですね。そのモデルによってやはり高さが変わってきますので、そこをもうちょっとしっかりと詰めさせていただこうと、国と今、調整している最中ということで、今の段階ではちょっとまだ出せないということで、1年間延ばさせていただきたいということにさせていただいている。

【水上委員代理】 まだその、何て言いますか、この大正関東地震に方向を集約する理由ということは何なんですかね。その所はまだ聞いてないんですか。

【事務局】 国が言っているのは、本当は最大クラスで今まで考えなさいよと言っていたものがありまして、それについては、例えば南海トラフの地震とかあるじゃないですか。ああいうのはマグニチュード9.1ということで、最大クラスに対して対策をとりなさいということで向こう側は考えているんですけど、こちらの方の関東になると、この大正関東地震よりも上の地震というのが元禄関東地震というのがございまして、それというのは2000年から3000年間隔で起きているんですね。それについては周期性があると言っているんですね。周期性があって、その元禄関東地震というのは1703年に起きましたので、今から300年前にしか起きてないと。そうすると、次の地震は1700年後だらうと。したがって、それは考える必要ないんじゃないかというふうなことを言っているんですね。私たちとしては、それはいつ起きるかわからないんですけど、そういうふうな形で、周期性があるので、その1700年のことを考えずに大正関東クラスの地震では200年から400年ですので、今、90年ぐらい大体経っていますので、100年先にはこの地震だらうということで、それがすぐに考える地震ではなくて、長期的に考える地震として考えなさいと言っています。

【水上委員代理】 相当大きなずれがあるということですね、そうするとね。

【事務局】 そうですね。考え方方が、ちょっとそこの齟齬がございますので、今うちの中では国土交通省と話し合っているという所になっています。

【水上委員代理】 わかりました。

【近藤会長】 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【高橋委員】 東京湾のことですので、一つお聞きしたいのは、東京湾には政令指定都市が2つもあるわけですよね。その中で海の中で物をいじくるのに、横浜の場合なんかは横浜の港湾局がうんと言ってくれないとなかなかやりづらいという。私なんかも漁業の面で、県はいいよと言っても、横浜市がうんと言ってくれないとだめなんだよという部分がいっぱいあって、相当面倒くさいことをやらされてきましたけれども、こういう場合にはその辺の行政間のすり合わせというのは簡単にできるんですか。

【事務局】 この海岸保全基本計画を策定するのは神奈川県が作るということになっています。そ

れで、横浜市、川崎市、政令市の部分については、管理は横浜市、川崎市が管理をされているんですけど、この基本計画自体は神奈川県が責任を持って作りなさいという位置付けになっておりますので、それで神奈川県が今やってまして、こここの海岸保全基本計画のこういう意向についても川崎市さんとか横浜市さんの意見を取り入れながら作らさせていただいているということはやってますので、そこは連携しながら取り組んでいるということは事実でございます。

【高橋委員】 わかりました。

【近藤会長】 他にいかがでしょうか。どなたでも結構です。何か港湾の関係で水上さんの方で何か御意見ございますか。

【水上委員代理】 後で意見を言おうと思ったんですが、今でもよろしいんですかね。4-1だったかな。4-1で、我々の一番気になる所なんですけども、含まれるか含まれないかという所なんですけどね。この4-1の上の図の方で、船が書いてあります。

【近藤会長】 この資料2ですね。資料2の4ですね。

【水上委員代理】 資料2ですね、すみません。資料2ですね。この中で船は着いていて、そこの施設背後で必要高を確保という、この突堤みたいのがありますよね、防波堤みたいのが、防潮堤みたいのがあってと。この間の所は対象じゃありませんよということなんですかね。その荷役作業に利用している施設は、土地利用の状況等から防護対象としないということは、その海岸線からその防潮堤までの間の、例えば我々が扱っている埠頭用地だと、荷役をやっている所は、それは対象外ですよということなんですかね。

【事務局】 ここに示している絵は、防護すべき区域という所に、護岸というか、堤防みたいがあるんですけど、ここは、ここがいわゆるその防護ライン、防護する線というふうに考えてください。これは、この線をどこにするかというのは、具体的にはさっき話しましたけど、横浜市さんだとか川崎市さんがもう、港湾管理者とかあるいは漁港の管理者の方がここでどこで守るかというのを決めるということになります。それは個々にちょっと管理者さんが決めていくと。

【水上委員代理】 そうですね。それでね、この地図がありますよね、この地図が。これ例えば川崎市なんかは東扇島とか色々あって、この人工島があって、この黒線で守られている所、ここが対象地域だということですね。この内側が。

【事務局】 この今、川崎市の、5-10ページなんですけど、5-10ページのこの黒線は、現在海岸保全区域として定めている線がこの黒い線になります。だから、基本的にはその現状がそ

【水上委員代理】 現状はそうだということですね。何かでっかい津波がどんどん来たら、ここまでこうだけど、こっちは対象外ですよということですね。

【事務局】 結果的にはちょっとそういう、現状ではそういう形になってしまうという。

【水上委員代理】 そこをちょっと知りたいんですよね。我々対象外なんだということを認識しておかないとまずいので。

【近藤会長】 いずれにしろ、県は一応海岸線に対して防護をどうするかという考え方での総合計画を立てますということとして、あと具体的な事業のプロジェクトについては各市町がそれに対応するということになっておりますので、御理解していただければと思います。

【水上委員代理】 了解いたしました。

【近藤会長】 では、来年度は、この委員会そうしますと改めて県の方から辞令をいただいて、一応今の所3月末で私たちの任期は終わりますので、来年度皆さんを任用するということで、それでよろしくございますか。皆さん御了解いただいて、来年度後半からこの委員会をもう一回パブリックコメントを含めて考えるということで、御了解を得るということでよろしくございますか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございました。

【近藤会長】 あと事務局の方から他に、各委員にお伝えしたい情報等、あるいは今後の対応についてありましたら述べていただきたい、私の議長の立場をこれで終了したいと思います。
御発言の機会をそちらにお任せいたしますので、よろしくお願ひいたします。

・閉会あいさつ